

# 茨城県企業局総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県企業局が条件付一般競争入札により発注する建設工事において、工事の品質確保を目的として価格に加えて入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）の技術力を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 総合評価方式とは、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術力と価格の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 総合評価方式は、当該工事の**技術的**難易度等に応じて、以下の5つの方式に区別する。

(1) 特別簡易型（Ⅰ）

設計金額（税込）が3千万円未満の技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工の確実性を確保するため、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績評定等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(2) 特別簡易型（Ⅱ）

設計金額（税込）が3千万円以上の技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工の確実性を確保するため、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績評定等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(3) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績評定等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(4) 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者が求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合は、同種・類似工事の経験、工事成績評定等と併せ、安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等の観点から技術提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの。

(5) 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合は、同種・類似工事の経験、工事成績評定等と併せ、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から、高度な技術提案を求め、技術力と価格とを総合的に評価するもの。

3 総合評価方式の審査方法は以下の方式から選択する。

(1) 事前審査方式

全ての入札参加希望者から提出された技術資料を入札前に審査・評価して、その評価結果と入札価格から評価値を算出のうえ落札者を決定する方法。

(2) 事後審査方式（自己採点方式）

入札参加希望者から提出された自己採点表と入札価格をもとに、全ての入札参加者について仮の評価値を算出し、仮の評価値で1位となった入札参加者（落札候補者）のみ、自己採点表と技術資料の審査・評価をして落札者を決定する方法。審査の結果、仮の評価値に変動があり1位が入れ替わった場合は、新たに1位となった者の技術資料等を審査・評価して落札者を決定する。

### (3) 事後審査方式（一括審査方式）

同一時期に同一条件で複数発注する分割発注工事（とりおり工事）において、受発注者双方の事務の負担軽減を図るため、入札毎に求められる重複する書類の提出を省略し、審査については自己採点方式と同様に落札者を決定する。

### （特別簡易型（Ⅰ）及び特別簡易型（Ⅱ）を適用する工事の選定）

第3条 本要領における特別簡易型（Ⅰ）及び特別簡易型（Ⅱ）の対象工事は、工事規模や技術的な工夫の余地が比較的小さい一般的な工事で、施工者の経験や体制等により、施工の確実性に相当程度の差異が生じると認められる工事であって、入札委員会の長が必要と認める工事とする。

### （簡易型を適用する工事）

第4条 本要領における簡易型を適用する工事は、工事規模や技術的な工夫の余地が比較的小さい工事で、且つ施工上の課題等があり施工者の経験や体制及び施工方法等により、施工の確実性に相当程度の差異が生じると認められる工事であって、入札委員会の長が必要と認める工事とする。

### （標準型又は高度技術提案型を適用する工事の選定）

第5条 本要領における標準型又は高度技術提案型の対象工事は、以下の一に該当する工事であって、入札委員会の長が必要と認める工事とする。

- (1) 工事に関連して生ずる補償費や維持更新費を含むライフサイクルコストを加えた総合的なコストに関し、入札参加者の提示する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）により、工事価格に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (2) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等の社会的要請への対応を必要とする工事であって、入札参加者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比べて対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (3) 入札参加者の提示する性能、機能、技術等によって、工事価格の差異に比べて、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事

### （学識経験者への意見聴取）

第6条 管理者又は管理者の委任を受けて建設工事を執行する者（以下「管理者等」という。）は、落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験を有する2人以上の者の意見をあらかじめ聴かなければならない。

2 管理者等は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が示された場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

3 前二項に規定する意見聴取を行うため、管理者は、総合評価委員会を設置する。総合評価委員会の運営等については、別に定めるものとする。

### （技術資料の提出依頼）

第7条 管理者等は、総合評価方式で発注しようとする場合は、当該工事に関する施工能力の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）について、入札公告等により入札参加希望者に提出を依頼するものとする。

2 前項において、管理者等は、当該工事が総合評価方式の試行工事である旨を明示するものとする。

3 技術資料は、次のとおりとする。

管理者等は、(1)～(3)については、総合評価方式で発注する全ての工事において提出を依頼し、その他の資料については、必要があると認める工事のみ提出を依頼するものとする。

- (1) 自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第1号）
- (2) 工事成績評定評価対象工事資料（様式第2号）
- (3) 施工実績評価資料（様式第3号）
- (4) 配置予定技術者評価資料（様式第4号）
- (5) 施工計画（様式第5号）
- (6) 災害協定に基づく地域貢献実績評価資料（様式第6号）
- (7) 地域活動実績評価資料（様式第7号）
- (8) 技術提案書（様式第8号）
- (9) 県内下請負の選定評価資料（様式第9号）
- (10) 企業の新規雇用実績（様式第14号）
- (11) 若手又は女性技術者の配置（様式第15号）
- (12) 登録基幹技能者の配置（様式第16-1号）
- (13) 災害時の基礎的事業継続力認定資料（様式第17号）
- (14) ICT施工技術の活用計画書（様式第18号）
- (15) 週休2日制工事の施工実績（様式第19号）
- (16) 防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料（様式第20号）
- (17) 技術資料の一括提出申請書【一括審査方式】（別記様式第0号）

（技術資料の提出方法）

第8条 入札参加希望者は、設定された評価項目に応じて前条に定める技術資料を競争参加確認申請書等の提出の際に併せて提出するものとする。

（技術資料の審査）

第9条 提出された技術資料の審査については、別に定める審査委員会により審査を行うものとする。

2 前項の審査を行う場合においては、必要に応じて入札参加希望者に対して、事前にヒアリングを実施するものとする。

3 ヒアリングは、管理者等が関係者の出席を求めて実施するものとする。

4 審査基準については、別に定めるものとする。

（技術資料の審査及び評価の通知）

第10条 管理者等は、技術資料の審査並びに当該工事で定めたその他の競争参加資格要件を審査の上、その結果を茨城県企業局一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）第10条に定める競争参加資格確認通知書により通知するものとする。

2 管理者等は、前条に規定する技術資料を審査し、評価が完了したことを入札前に通知するものとする。

3 事後審査方式の場合は、前項の規定にかかわらず、技術資料の評価完了後の通知はしないものとする。

(技術提案の募集)

第11条 管理者等は、標準型又は高度技術提案型による総合評価方式で発注しようとする場合は、入札公告等を行う際に、当該工事が総合評価方式の試行工事である旨及び評価の対象とする性能等に対して要求する要件（以下「技術的要件」という。）、評価基準、並びに発注者が標準として示した図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）の内容について、標準案と異なる設計及び施工方法等に関する提案（以下「技術提案」という。）を求める旨を明示するものとする。

2 前項において明らかにする技術的要件については、当該工事の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定するものとする。

なお、評価項目は、当該工事に係る契約において、その内容が担保できるものに限るものとする。

(技術提案を求める範囲)

第12条 技術提案を求める範囲は、設計及び施工方法等に関するもので、原則として設計図書において指定されたもののうち、総合評価方式による評価方法によって県民に有利となる調達が可能な提案を期待できるもので、民間の技術開発等を積極的に活用することが適切と認められるものの中から、工事の特性に応じて定めることとする。

(技術提案の提出方法)

第13条 入札参加希望者は、技術提案を行う場合は、その内容を明示した技術提案書（様式第8号）を競争参加資格確認申請書等の提出の際に併せて提出するものとする。

(技術提案の審査)

第14条 提出された技術提案書の審査については、審査委員会により審査を行うものとする。

2 前項の審査を行う場合においては、必要に応じて入札参加希望者に対して、事前にヒアリングを実施するものとする。

3 ヒアリングは、管理者等が関係者の出席を求めて実施するものとする。

4 技術提案書の審査に当たっては、性能等の確保、施工の確実性・安全性、材料の品質及び標準案と比較した経済性並びに目的物への影響等を評価して採否を決定するものとする。

5 前項における技術提案書の採否については、様式第10号により競争参加資格確認通知書等と併せて通知することができるものとする。

6 技術提案書が適正と認められない場合において、標準案に基づいて施工する意思がある者は、標準案に基づいて施工することができるものとする。

7 技術提案書が適正と認められない旨の通知があった者は、その理由について説明請求を行うことができるものとする。

(入札の実施)

第15条 標準型又は高度技術提案型による入札の実施においては、入札参加者は、前条により技術提案を採用された場合は当該提案に基づく入札を行い、技術提案を採用されない場合において標準案による施工の旨を提出している場合は、標準案に基づく入札を行うものとする。

(総合評価の方法)

第16条 総合評価における評価値の算出方法は、除算方式を基本とする。

2 除算方式による評価値は、入札参加者から提出された技術資料及び技術提案について各評価項目を

点数化した得点の合計値（以下「評価点」という。）に、標準点を加えた技術評価点を入札価格で除して求めるものとする。

$$\begin{aligned} \text{【除算方式】} \quad \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{評価点}) \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

3 評価項目の得点配分は、管理者等がその必要度・重要度に応じて定める。

（落札者の決定）

第17条 総合評価方式における落札者は、特別簡易型（Ⅰ）及び特別簡易型（Ⅱ）にあつては次の各要件のうち（1）から（3）に該当する者、簡易型にあつては（1）から（4）に該当する者、標準型又は高度技術提案型にあつては（1）から（3）及び（5）に該当する者のうち、前条によって得られた評価値が最も高い者とする。

（1）入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

（2）評価値は、基準評価値（予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点（複数の評価項目を設定した場合は、その合計点）を予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合には、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格）で除した数値）を下回っていないこと。

（3）別に定める低入札価格調査制度の調査において失格とならないこと。

（4）施工計画の評価が不可でないこと。

（5）当該工事に係る性能等が、技術的要件に関する最低限の要求要件を全て満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

3 管理者等は、入札書取書（様式第11号）により入札の経過を明らかにしておくものとする。

（責任の所在等）

第18条 発注者が技術提案書を適正と認めることにより、当該技術提案書に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと、また、性能等にかかわる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的ではない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書及び契約図書に記載するものとする。

（提案内容の保護）

第19条 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく茨城県企業局が発注する工事に無償で使用できるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

（提案書類の作成費用）

第20条 入札参加希望者が技術資料及び技術提案書の作成に要する一切の費用は、入札参加希望者の負担とする。

（評価結果等の公表）

第21条 総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約（議決を要するものについては仮契約）後速やかに様式第12号により次の事項を公表する。

（1）各入札参加者名

（2）各入札参加者の入札価格

(3) 各入札参加者の技術評価点

(4) 各入札参加者の評価値

(簡易型及び特別簡易型における特例)

第22条 簡易型、特別簡易型(I)及び特別簡易型(II)による場合には、要領第8条第1項の規定にかかわらず、競争参加資格の確認は、入札前に行わない。また、同条第2項の規定にかかわらず、確認は、開札日現在をもって行うものとする。

2 管理者等は、入札参加希望者から競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出があったときは、競争参加資格確認申請書受付票（電子入札実施要領様式第20号）の交付を行うものとする。

3 管理者等は、第1項の場合においては、第10条の規定にかかわらず、競争参加資格の確認結果を通知しないものとし、要領第12条の規定にかかわらず、入札参加者に入札の執行に先立ち、競争参加資格確認通知書の写しの提出を求めないものとする。

4 管理者等は、開札後の競争参加資格の確認は、落札候補者のみ行うものとし、当該落札候補者が競争参加資格を満たしていないと認められた場合には、次順位者の競争参加資格の確認を行うものとする。なお、この場合において、管理者等は、入札参加者に入札の執行が保留となる旨を通知したうえで、要領第8条第1項の規定に基づき、入札委員会に諮り、再度競争参加資格の有無について確認を行うものとする。

5 管理者等は、前項の規定に基づく確認の結果、落札候補者に競争参加資格がないと認めた場合には、当該入札参加者に要領第10条の規定に基づき通知するものとする。

6 第9条の規定に基づく技術資料の審査において、欠格となった者のした入札は、無効とする。

7 管理者等は、建設工事を特定建設工事共同企業体に請け負わせようとするときは、前6項の規定は適用しないものとし、特定建設工事共同企業体の結成基準その他の審査に関する手続は、従前のおりとする。

(その他)

第23条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

付 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要領に基づき入札を行うときは、茨城県企業局建設工事等電子入札実施要領の規定により実施するものとする。

3 この要領に定めのない事項については、他の要領の規定によるものとする。

付 則

1 この要領は、平成21年1月1日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成21年9月24日から施行する。

付 則

1 この要領は、平成30年11月1日から施行する。

付 則

1 この要領は、令和元年12月10日から施行する。  
付 則

1 この要領は、令和2年11月1日から施行する。  
付 則

1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。  
付 則

1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。  
付 則

1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。